

キャリアアップ助成金 (賃金規定等共通化コース)

支給額
60万円

正社員1人とパートタイマー1人から申請できる!

助成金専門
コンサルタント



今回は、あまり知られていない
耳寄りな情報を社長にお持ちしました。
1回限りですが、**60万円の助成金**が
支給されるかもしれません。

それは良いですね!
どんな助成金
なんですか?



正社員1人と(雇用保険に加入済みの)パートタイマー1人が
いればもらえてしまうお得な助成金です。しかも、従業員を
雇用したり、賃上げしたりする必要もありません。

それならうちでも申請できますよ。
でも、そんなオイシイ助成金なのに、
なぜ知られていないんですか?



それは、助成金の内容が
複雑だからです。しかし、
**助成金専門コンサルタントの
私にお任せいただければ、
バッチリ申請代行します!**

それは助かります。
早速話を進めてください!

Good Job!!



助成金を申請できるか3分で判定できます!
今すぐお問い合わせください!



育児休業給付金の手続きをすれば、 自動的に社会保険料が免除になる?

Q

従業員が育児休業をする時に、
その期間中の会社負担分の社会保険料
が免除になると聞きました。
育児休業給付金の手続きをすれば、
自動的に社会保険料が免除になるの
でしょうか?



A



いいえ。自動で免除にはなりません。
会社が「育児休業等取得者申出書」を年金事務所に
提出することで、健康保険・厚生年金保険の
保険料(会社負担分と従業員負担分の両方)が
免除されます。

育児休業給付金の手続き



＼ Good /
健康保険と
厚生年金保険の
保険料が免除!



育児休業等取得者申出書の提出



免除されるのは、3歳未満のお子さんを養育するために育児休業する期間です。
また、保険料が免除されてもサービスは変わらず受けられる(健康保険証が使える、
厚生年金が積み立てられる)ので、会社も従業員もメリットしかありません。

ご相談ください



労使トラブル、助成金・給与計算で
お困りのことがあれば、
お気軽にお問い合わせください。